

平成28年1月 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 井 上 澄 和 様

福岡県後期高齢者医療検討委員会

会 長 馬 場 園 明

提 言 書 (案)

後期高齢者医療制度（以下、「制度」という。）は、平成20年4月施行後も制度廃止の議論が続くなど、先行き不透明な状況が続いているところですが、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議報告書において制度存続の方向性が示されました。その後、同年12月に成立した、いわゆる「社会保障改革プログラム法」を踏まえ、平成27年5月には「医療保険制度改革関連法」が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するための改革が順次進められています。

このような状況の中、被保険者、医療関係団体、保険者及び公益の代表で構成される福岡県後期高齢者医療検討委員会は、福岡県における平成28・29年度保険料率の改定について、様々な観点から検討を行った結果、次のとおり提言します。

福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）においては、この提言に十分配慮して、制度の適切な運営に努められるようお願いします。

1 保険料率について

(1) 被保険者均等割額及び所得割率の設定等について

平成28・29年度の保険料率については、試算段階で微減となっているところ、今後の被保険者数等の伸びや平成28年度診療報酬改定等を総合的に勘案すると、試算結果については概ね妥当な範囲内にある。

なお、将来を見越すと、医療費の増嵩により制度を支える現役世代の負担や公費負担が伸びる中、本制度の保険料率も一定程度の上昇が見込まれるところであり、被保険者の保険料負担の大幅な増加を可能な限り抑制して安定した保険料率の設定を図ることができるように、広域連合独自の基金の設置等についても検討されたい。

(2) 保険料率改定に係る広報及び健康づくり等の推進について

制度の円滑な運営には被保険者の理解が不可欠であり、そのための情報提供にも配慮する必要がある。保険料率改定にあたっては、福岡県における後期高齢者医療費が他の地域と比べ高額である実情やその要因についての広報・周知を図り、被保険者の理解と協力が得られるよう努めること。

また、第2期健康長寿医療計画に基づき、被保険者の健康づくり及び医療費の適正化に向けた各種事業の効果的な実施に努めること。

2 その他

自主財源を持たない広域連合にとって、福岡県の果たす役割は重要であり、今後も必要に応じて福岡県が設置する財政安定化基金の活用を要請するなど、安定的な財政運営を図るとともに、医療保険制度改革に係る国の動向を注視し、高齢者が安心して必要な医療を受けることができるよう、状況に応じて国や関係機関への要望等を行うこと。